6　受験願書の交付　平成29年３月１日（水）から平成29年４月７日（金）までの行政機関の休日に該当する日を除いた期間で、午前９時～午後５時の間に次の場所で交付する。
○特許庁
〔東京都千代田区霞が関３丁目４番３号　特許庁庁舎１階〕
○日本弁理士会
〔東京都千代田区霞が関３丁目４番２号　弁理士会館〕
〔東京都千代田区霞が関３丁目２番６号　東京倶楽部ビル14階〕
○北海道経済産業局地域経済部産業技術課特許室
〔北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎５階〕
○東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室
〔宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎Ｂ棟３階〕
○関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室
〔埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館９階〕
○中部経済産業局地域経済部産業技術課特許室
〔愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番２号　中部経済産業局総合庁舎４階〕
○近畿経済産業局地域経済部産業技術課特許室
〔大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館３階〕
○中国経済産業局地域経済部産業技術連携課特許室
〔広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館３階〕
○四国経済産業局地域経済部産業技術課特許室
〔香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎７階〕
○九州経済産業局　九経交流プラザ
〔福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎本館１階〕
○内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課特許室
〔沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎２号館９階〕
7　受験願書の請求
⑴　郵送による受験願書の請求　平成29年３月１日（水）から平成29年３月24日（金）（必着）までの期間に、封筒の表面には「弁理士試験受験願書請求」と朱書し、郵便番号100―8915　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号　特許庁秘書課弁理士室試験第一班あてに、返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）に受験願書の送付先を明記し、140円分の郵便切手を貼付したもの）を同封し、請求すること。
⑵　インターネットによる受験願書の請求　平成29年２月１日（水）から平成29年３月21日（火）までに、特許庁ウェブサイト（http://www.jpo.go.jp/indexj.htm）から請求すること。
8　受験願書等の受付
⑴　受付方法　受験願書と同時に交付する封筒を用い、郵便番号100―8915　東京都千代田区霞が関３丁目４番３号　特許庁内　工業所有権審議会会長あて、郵便（簡易書留推奨）で送付された受験願書だけを受付ける。特許庁へ直接持参されたものは受付けしない。
⑵　受付期間　平成29年３月24日（金）から平成29年４月７日（金）まで（消印有効）の間。
なお、受付開始前に送付しないこと。
9　その他　試験の詳細については受験案内に記載する。受験案内は、インターネットによる受験願書請求は、請求するサイトに掲載し、そのほかは受験願書と同時に交付する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２６３７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南１丁目16番11―304号　ライツ茅ヶ崎東海岸
債務者　永島　愛子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成29年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２７号
静岡県三島市梅名424番地の３
債務者　木内　亮輔
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　亮子
4　破産債権の届出期間　平成29年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６３８号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目２番地６　エルナード山田　１、前住所川崎市高津区下野毛１丁目７番16号　コーポ多摩川
債務者　藤山　雄司
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　健二
4　破産債権の届出期間　平成29年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月28日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１５１号
北海道石狩市花川南１条１丁目131番地
債務者　明松　秀潔
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　晃弘
4　破産債権の届出期間　平成29年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２５号
東京都調布市深大寺東町６丁目26番地19
債務者　原　　正典
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　博文
4　破産債権の届出期間　平成29年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月７日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３７号
静岡県富士宮市猪之頭2642番地
債務者　植松　貴徳
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田目哲哉
4　破産債権の届出期間　平成29年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
静岡地方裁判所富士支部